



# 鳥取県公報

平成 19 年 12 月 19 日(水)  
号外第 173 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（93）（経済政策課）・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正

ア 貸金業の規制等に関する法律の題名が貸金業法に改正されることに伴い、題名を鳥取県貸金業法施行細則に改める。

イ 貸金業の規制等に関する法律、貸金業の規制等に関する法律施行令及び貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴い、根拠条項を改める。

ウ 立入検査をする職員が携帯する身分証明書の様式を改める。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 次の表の左欄に掲げる事務についての事務処理権限の区分を、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	決裁権者
貸金業者の登録の拒否	課長専決
登録を受けた貸金業者に係る登録事項の変更の登録	課長専決
登録を受けた貸金業者の業務の改善に必要な措置の命令	部長専決
登録を受けた貸金業者の役員の解任の命令	部長専決
登録を受けた貸金業者から貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者等に対する報告又は資料の提出の命令	課長専決
登録を受けた貸金業者から貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者等の営業所等への立入検査等	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者に対する社内規則の作成又は変更の命令	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の承認	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の変更又は廃止の承認	課長専決

イ 規則中引用している貸金業の規制等に関する法律の条項を改める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第93号

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

(貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県貸金業法施行細則</u></p>	<p><u>貸金業の規制等に関する法律施行細則</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業法</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業法施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業法施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>(昭和58年法律第32号。以下「法」という。)の施行に関し、<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u>(昭和58年政令第181号)及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行規則</u>(昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(登録申請書等の副本等の部数)</p> <p>第2条 <u>省令第1条の5第2項</u>に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>省令第26条の29第2項</u>に規定する事業報告書に添付する事業報告書の副本の部数は、1部とする。</p> <p>5 <u>省令第26条の29第3項</u>に規定する事業報告書に添付する参考書類の部数は、それぞれ2部とする。</p>	<p>(登録申請書等の副本等の部数)</p> <p>第2条 <u>省令第1条第2項</u>に規定する登録申請書に添付する登録申請書の副本及び添付書類の部数は、それぞれ1部とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>省令第30条第2項</u>に規定する事業報告書に添付する事業報告書の副本の部数は、1部とする。</p> <p>5 <u>省令第30条第3項</u>に規定する事業報告書に添付する参考書類の部数は、それぞれ2部とする。</p>
<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第7条 <u>法第24条の6の10第5項</u>に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。</p>	<p>(身分証明書の様式)</p> <p>第7条 <u>法第35条第2項及び第42条第3項</u>に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。</p>







略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。